

## 【Q &amp; A】

〔熊本県女性が働きやすい職場環境整備支援事業〕

| NO | 項 目          | 質 問                                                                                     | 回 答                                                                                                                                                 |
|----|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 補助対象事業者      | 県外に本社を置き、県内に事業所がある事業者は、補助対象事業者となりますか。また、県内に複数の事業所がある場合も補助対象にすることは可能か。                   | 熊本県内に事業所を有していれば補助対象事業者となります。但し、県内の事業所で実施する事業が補助対象となります。なお、当該事業所は自社建物であることが必須条件で、賃貸建物は対象外となります。他社へ貸出している自社建物も対象外です。また、補助金の合計額が上限内であれば複数の事業所も対象となります。 |
| 2  | 補助対象経費       | 中古備品等は対象になるか。                                                                           | 対象となりません。                                                                                                                                           |
| 3  | 補助対象経費       | 改修工事で、既存の共用トイレを構造変更し、男女分離改修する場合は、改修工事に要した経費は全額補助対象経費となるか。（工事費に関して男性部分のものも算定されているか不明な場合） | ・男性専用部分の設備に関する経費については対象外です。<br>・工事費に関しては、トイレ全体の面積に占める女性専用部分の面積割合に応じて工事費を按分し算出のうえ、女性専用部分の工事費を申請してください。                                               |
| 4  | 補助対象経費       | 建設現場に設置する女性用仮設トイレは対象となるか。                                                               | 各施設に常設して使用するものが対象、また自社物件ではないため対象外です。                                                                                                                |
| 5  | 補助対象経費       | 現在、会議室や倉庫となっていたものを女性専用休憩室へ新たに変更する場合は新設となり補助対象となるか。                                      | ・会議室や倉庫、給湯室など別の用途で使用していたものを女性専用休憩室へ新たに変更する場合は対象となります。<br>（整備後、女性専用休憩室であることが分かるようにプラスチック製のプレート等で、明示いただく必要があります。）                                     |
| 6  | 補助対象経費       | 2階が自宅、1階が事業所の場合、事務所部分のトイレの改修は補助対象となりますか。                                                | 事業用として使用している場所と自宅部分が明確に分かれているうえでそれぞれにトイレがあり、従業員しか使用しない場合は補助対象となります。<br>（顧客が使用するものは対象外）                                                              |
| 7  | 補助対象経費（値引き等） | 見積書を作成する際、値引きはどのように記載したらよいですか。                                                          | 原則、値引きの記載はせず、値引き後の単価・経費で記載してください。値引きの記載がある場合、どの費目（補助対象経費、工事費等の補助対象外経費）からの値引きであるか明示してください。                                                           |
| 8  | 補助対象経費       | 男女共用の手洗い場は対象になるか。                                                                       | 共用のものは対象となりません。                                                                                                                                     |
| 9  | 補助対象経費       | 既存の男女共用トイレを改修し、浄化槽が新しくなる場合には工事費は対象となるか。                                                 | 共用のものは対象外となるため、浄化槽も対象外となります。                                                                                                                        |
| 10 | 補助対象経費       | 女性用トイレの改修を検討している。ウォシュレットのような機能を追加し、併せて汚くなったトイレの壁の補修も併せて行っても補助対象となるか。                    | 新たな機能の追加を伴う改修は対象となりますが、古くなった部分や設備の単純更新（ウォシュレット設備の交換など）は対象外となります。ただし、配線工事等に伴う壁の改修など、機能の追加に関係があるものであれば対象となる可能性があります。                                  |
| 11 | 補助対象経費       | 追加申請は可能か。                                                                               | 1団体1申請となっています。                                                                                                                                      |

|    |        |                                                                         |                                                                                                                        |
|----|--------|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 | 補助対象経費 | 女性職員が増えたため女性専用更衣室を整備しようと考えているが、備品の購入は補助対象となるか。                          | 女性専用更衣室の新設、改修に伴って新たにロッカー等を購入するのであれば対象となります。（既にある備品の更新は対象外）また、新たに女性専用更衣室を作る場合は対象だが、既に女性のみが使用している場合は対象外となります。            |
| 13 | 補助対象経費 | 基本的な入れ替えに発生する撤去費や移設費、運搬費や処分費（廃棄費）も補助対象経費となるか。                           | 対象となります。                                                                                                               |
| 14 | 補助対象経費 | 見積書は男性用、女性用の合算のものでよいか。                                                  | 補助対象は女性用のみなので、それぞれ行を分けて分かるように申請してください。（※別見積もりに分けないでください。）                                                              |
| 15 | 補助対象経費 | 本補助金と他の補助金等の併用は可能か。                                                     | 併用することはできません。                                                                                                          |
| 16 | 補助対象経費 | 女性トイレの改修にあたりレンタルトイレや仮設トイレの設置は補助対象になるか。                                  | 補助対象外です。                                                                                                               |
| 17 | 補助対象経費 | 消費税および地方消費税は補助対象となるか。                                                   | 補助対象外です。                                                                                                               |
| 18 | 補助対象経費 | 補助金の交付決定前に発注・契約した経費および支払った経費は補助対象となるか。                                  | いずれも補助対象外です。（交付決定前の着手は一切認めていません）                                                                                       |
| 19 | 補助対象経費 | 女性専用の仮眠室の設置は補助対象となるか。                                                   | 女性専用であり、かつ就業規則等により仮眠について定めがある場合は対象となります。                                                                               |
| 20 | 補助対象経費 | 授乳室の設置は対象になるか。                                                          | 女性専用の休憩室内に設置するのであれば対象になります。                                                                                            |
| 21 | 補助対象経費 | 壁など男女一緒に見積もりが計上されている場合はどうすればよいか。                                        | 床であれば床面積、壁であれば壁の枚数等説明ができるように按分することは可。なお、男女を仕切る壁の場合は、女性分として半分のみ計上可。                                                     |
| 22 | 補助対象経費 | 子連れ出社可としているが、キッズルームは対象となるか。                                             | 女性従業員専用ではないため補助対象外です。                                                                                                  |
| 23 | 補助対象経費 | 現時点で女性従業員がいない。女性の採用を推進するために女性トイレを設置したいが対象となるか。                          | 実際に女性向け採用活動を強化しており、人材確保に必要なとの判断なら申請は可能です。事業計画書等で採用活動の現況や計画を具体的に示してください。但し、緊急性が低いことから、優先順が低くなる可能性があります。                 |
| 24 | 補助対象経費 | 防犯カメラの設置は対象となるか。                                                        | 女性従業員専用ではないため補助対象外です。                                                                                                  |
| 25 | 補助対象経費 | 募集要領における補助対象として、「女性従業員専用施設として安全性・独立性が確保できる整備内容」とあるが、対象とならないのはどのようなケースか。 | 例えば、「男性トイレの一部を通らないと女性トイレへ行けない」や「女性用休憩室を通らないと別の部屋（共用部分）へ行けない」などは、女性用施設の安全性や独立性が担保されないという構造上の問題があり、事業の趣旨に沿わないため対象となりません。 |
| 26 | 補助対象経費 | 関連会社が所有する物件を借りて事務所としているが、その内部の改修は対象となるか。                                | 自己所有物件ではないため対象外です。                                                                                                     |